

課税されませんが、150万円以上の場合、課税されます。

法人の場合、決算期と異なり、平成22年1月1日時点で所有している償却資産が対象ですので、注意が必要です。資産の増減が無いか、担当者から質問があるかと思しますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

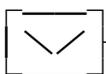
また、中小企業者等の特例により、30万円未満の資産を全額損金算入し、残存価額が貸借対照表上に無くても、償却資産の申告の対象となります。その資産を所有している限り、課税してしまいますので、除却等により、所有をしていない資産があれば、ご連絡下さい。

場合によっては、調査を依頼されることがあります。調査により、申告漏れが指摘されれば、過去に遡って追加納税する場合がありますので、ご注意下さい。

特に、ご自分で申告をされる場合は、以上の点に注意しながら、申告の程宜しく宜しくお願いいたします。

詳しくは、手引き若しくは所轄の自治体のHPをご参考下さい。
参考：東京都主税局 平成22年度固定資産税（償却資産）の申告について
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/shisan/info/shinkoku2008.html>

その他ご不明な点等ございましたら、いつでも担当者にご連絡下さい！



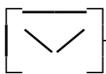
≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

New Year's Day is every man's birthday.
(元日はすべての人の誕生日である。)
-チャールズ・ラム (エッセイスト)

元日は誰もが心改まる日ではないでしょうか。
昨年が良い年であれ、どのような年であれ、
また新しい一年が元旦から始まります。

この誕生日を、通過点として更に飛躍するもよし。
気持ちをリセットして新たに取り組むもよし。

こうして新たな一年を迎えられた事への感謝。



≡ ■ 編集後記

新年がスタートしました。
毎年、年の初めには、自分なりに抱負を掲げています。
2009年は、「言い訳をしない」でした。
自分の意識の中では実行できたと思います。

また、宣言したことにより、かなり意識しました。
ちなみに、今年の抱負は、
「整理整頓」と、「やりたいことをやり切る」ことです。
「整理整頓」は、以外に難しい。
色々抱え込むほうがどこか安心しますし、楽なんでしょう。
しかし、一つ一つ、「本当に必要か」と考え、判断することで、
「決断力」が養われます。
そして、モノが少ないほど、モノを探す時間が省けます。
「いつか着るだろう」と思ってとっておいた洋服に紛れて、
「すぐ着れる」洋服がなかなか見つからず、
結局「今は着れない」という悪循環に、今年こそは陥らないよう、
早速大量処分しました。（高かったものは本当に勇気がいらします・・・）
そして、「やりたいことをやり切る」というのは、
後悔の無い人生を送るということです。
時間は後戻りできません。
「若さ」という武器が使えるうちに、使いきろうと思う、
2010年の正月でした。

メールマガジン編集担当 矢合 真弓
